

11月号

# おおもり 青色便り



No.0583

一般社団法人 大森青色申告会

平成25. 11. 1

## 会勢拡大運動展開中!! 10月1日～11月30日

青色申告会では、毎年この期間を「青色申告の普及と会員増強」特別月間として、会勢拡大運動を実施しております。この期間中には、当会役員の協力で新規開業者や既に事業を営んでいる方々に「青色申告の普及」と「青色申告 への入会」をお勧めしています。

### お知り合いをご紹介下さい

皆様のお知り合いの方・ご近所の方で…  
新しく事業を始められた方  
アパート経営をされている方・同業者の方  
その他確定申告をする方  
ご紹介いただいた方にも、お知り合いの方にも  
嬉しい特典をご用意しております!

バス停の前で会勢拡大運動中!!



### ボランティアの募集

青色申告会を賑やかに盛り立てて下さる方を大募集  
イベントの企画・女性部・青年部  
会勢拡大運動・会報配布など…  
一緒に楽しく活動していただける方を  
お待ちしております!

役員さんの店舗でPR



### 税を考える週間行事

#### 公開講座

～親子で聞きたい～  
「相続・贈与セミナー」

11月11日～17日は税を考える週間です。  
平成25年度の税制改正で相続税・贈与税  
が大きく変更されました。変更点をわかり  
やすく説明する公開講座を実施します。  
ぜひこの機会にご参加ください。ようご  
案内申し上げます。

日時 平成25年11月25日(月) 午後1時30分～  
会場 大田文化の森 5階 多目的室  
定員 150名(定員になり次第締切)  
内容・講師  
第1部 相続税・贈与税について 大森税務署担当官  
第2部 教育資金贈与での信託銀行の取扱について 三井住友信託銀行 西山様  
参加費 無料  
問合せ先 3771-8859 大森青色申告会事務局



【みんなの広場】のコーナーでは会員の皆様の所属している支部の情報、女性部・青年部の活動報告などを毎月掲載致します。その他会員の皆様との情報交換を図るために皆様からの投稿をお待ちしております。  
ご投稿は、葉書・手紙・FAX・E-mailにてお願い致します。

第3回役員研修会

「消費税の改正に関する研修会」  
開催のご案内

日時：11月18日(月)  
午後4時～5時  
場所：大森青色申告会  
研修内容：消費税  
の改正について  
申込：03-3771-8859【予約制】

11月は労働保険適用促進月間です

### 1人でも雇ったら、入ろう。労働保険

社員、従業員、アルバイトなど1人でも雇っている  
会社(事業所)は、すぐに労働保険(労災・雇用)  
にご加入を。  
雇用者(専従者を除く)に対する労働保険の加入は  
事業主の義務です。  
雇用者が安心して働ける環境作りに努めましょう。

問い合わせ 申告会事務局 03-3771-8859

平成26年度版  
青色申告会員必携入荷のご案内

会員の独習用テキストとしてお使い  
いただける「会員必携」が11月下旬  
ごろ入荷予定です。

特集記事

- ・税制改正のポイント
- ・小規模企業共済について

定価 504円 ⇒ 特別価格 300円

### 年末年始業務のご案内

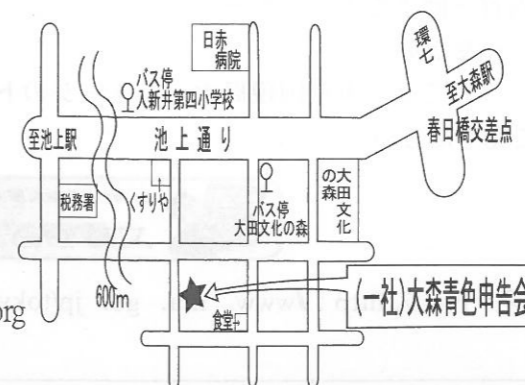
年末は  
平成25年12月26日(木)  
午後5時まで

年始は  
平成26年1月7日(火)  
午前9時から

よろしくお願いいたします。

### 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03(3771)8859  
FAX: 03(3773)6388  
URL: <http://www.oomori-aioro.org>  
Eメール: [aioro-o@nifty.com](mailto:aioro-o@nifty.com)



### 無料

時間	予約制	十二月五日(木)	十一月二十一日(木)	十一月二十八日(木)	十一月十四日(木)	法律相談日
申込順で30分位	事務局に申込み	日(木)	日(木)	日(木)	日(木)	

▶ 都税事務所からのお知らせ

## 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月に都税事務所から郵送されている納付書により、12月2日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関\*1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替\*2
- ③ コンビニエンスストア\*3

＜利用可能なコンビニエンスストア＞  
 くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ  
 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ  
 ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関\*1・郵便局の (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング\*4

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。  
 ※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。  
 ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。  
 ※4 ○ (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。  
 ○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。  
 なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所等までご連絡ください。  
 ○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。  
 ○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】＜課税について＞ 品川都税事務所 個人事業税係 TEL03-3774-6666  
 ＜納税について＞ 大田都税事務所 徴収管理係 TEL03-3733-2411

▶ 東京国税局からのお知らせ

### 文書回答制度をご利用ください!

納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。  
 納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会を受けた場合には、一定の要件の下に文書回答を行います。この手続きは、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくため、照会内容・回答をホームページで公表するという納税者サービスです(照会者名は原則非公表です。)  
 なお、この手続の詳細については、東京国税局ホームページのトップ画面下部の文書回答制度バナーからご覧ください。



※ 東京国税局ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/tokyo>

## 申告会事務局での指導日程のご案内

- ① 年末調整個別指導会 →→→→→ 先着順にて  
 ●平成25年12月16日(月) から平成26年1月20日(月) 午前9時～11:30 午後1時～3:30  
 12月は従業員・専従者等給与所得者の源泉所得税の年末調整を行う月です。源泉所得税の納付期限は平成26年1月20日(月)迄です。(年末年始の休みに注意して下さい)
- ② 消費税個別相談会 →→→→→ 事前予約をお願いします。  
 ●平成25年12月2日(月) から12月26日(木)  
 平成24年分の課税売上が1000万円を超えた方、また消費税の課税対象者で平成24年分の課税売上が1000万円を下回った方も対象です。  
 平成25年12月末日までが提出期限の書類もありますので、ご不明な点があれば必ずご連絡ください。
- ③ 確定申告時期の予約個別相談について →→→→→ 事前予約をお願いします。  
 12月のはじめに決算確定申告指導のご案内をお送りいたします。予約方法は電話での予約となります。予約期間は予約された方のみ受付となりますので予めご了承ください。3/6～3/17は先着順の指導となります。
- ④ 減価償却計算表の送付について  
 すでにご登録いただいている会員の皆様には、10月31日現在の登録内容で平成25年度決算用の減価償却計算表をお送りいたします。内容を必ずご確認ください、確定申告時期にご来局いただく際にはお持ちください。  
 また、未登録の方や登録内容に変更等がありましたら事前にご連絡をお願いいたします。

＜ご注意＞変更の都度郵送での対応はいたしません。11月1日以降での登録や内容変更された方で新たに計算表が必要な方は事前に連絡の上事務局までお越しください。(FAXでの送信は可能です)

## やよいの青色申告09以前のソフトをお使いの方へ

Windows XPのサポートが終了する関係上、利用できないバージョンが増えています。記帳確認等でデータをお持ちになっても対応できない場合もございますので、「やよいの青色申告09」以前のバージョンをお使いの方は新しいバージョンへ切り替えていただくことをお勧めいたします。

## マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

- ◎小規模事業者経営改善資金  
担保・保証人不要
- 融資限度額 一千五百万円以内
- 返済期間 運転資金 七年以内  
設備資金 十年以内
- 年利 一・七五%(八月五日現在)  
支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。
- 〔この融資限度額・返済期間の取扱は平成二六年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです〕
- 融資対象  
 \*従業員二十人以下(商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方  
 \*商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組みむ方  
 \*所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方
- ◎経営上の悩み相談  
 窓口専門相談をご利用ください。  
 ・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)  
 \*本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
 \*会員・非会員の方問わずご利用できます。
- ◎ご相談お申し込みは  
 東京商工会議所大田支部まで  
 大田区南蒲田一―二〇―二〇  
 大田区産業プラザ五階  
 電話(三七三四)一六二一